

## 中野区規則第 6 3 号

## 中野区ユニバーサルデザイン推進審議会規則

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、中野区ユニバーサルデザイン推進条例（平成 30 年中野区条例第 18 号）第 8 条第 2 項に規定する中野区ユニバーサルデザイン推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (任期)

第 2 条 審議会の委員（以下単に「委員」という。）の任期は、中野区ユニバーサルデザイン推進条例第 8 条第 5 項の規定による委嘱の日から審議会が同条第 3 項の諮問に対する答申をした時までとする。

## (会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。  
2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。  
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (議事)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに委嘱された後の最初の審議会については、区長が招集する。  
2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。  
3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要があると認めるときは、公開しないことができる。  
5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## (委員以外の者の出席等)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

## (補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。